

○財務省告示第三十七号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十一年一月十四日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十一年二月十日

財務大臣 中川 昭一

一 名称及び記号 利付国庫債券（十年）（第二百九十八回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条  
の法律及びその  
条第一項、第四十七条及び第六

三 振替法の適用等 十二条第一項  
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）

四 発行方法 以下「振替法」という。）の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。  
価格を競争に付して行われる入  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）、価格競  
争入札と同時に行われる入札で  
あつて、価格競争入札において  
定められた利率をその利率とし、  
価格競争入札において募入  
の決定を受けた各申込みの応募  
価格を募入額により加重平均し  
て得られる価格をその発行価格  
とするものによる発行（以下「非  
競争入札発行」という。）及び価  
格競争入札と同時に行われる入



十 十		九 八		七		ハ		ロ										
イ 一		振 額 最		イ 払		ハ		ロ										
入 札 発 行	価 格 競 争	格 競 争	行 争 入 札 発 行	行 争 入 札 発 行	行 争 入 札 発 行	行 争 入 札 発 行	行 争 入 札 発 行	行 争 入 札 発 行	行 争 入 札 発 行									
入 札 発 行	格 競 争	格 競 争	行 争 入 札 発 行	行 争 入 札 発 行	行 争 入 札 発 行	行 争 入 札 発 行	行 争 入 札 発 行	行 争 入 札 発 行	行 争 入 札 発 行									
入 札 発 行	格 競 争	格 競 争	行 争 入 札 発 行	行 争 入 札 発 行	行 争 入 札 発 行	行 争 入 札 発 行	行 争 入 札 発 行	行 争 入 札 発 行	行 争 入 札 発 行									
上 額	平 成	す る	額 の 記 載 又 は 規 定 に よ る 最 低 額 の 金	の 記 載 又 は 規 定 に よ る 最 低 額 の 金	振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	五 万 円	円 千 七 百 九 十 九 億 五 千 百 五 十 八 万	円 六 十 一 億 三 千 三 百 五 十 七 万 五 千	円 九 万 七 千 百 五 十 七 億 二 千 四 百 十	百 九 十 七 億 円	国 債 に つ い て 、 額 面 金 額 で 千 七	条 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た 利 付	特 別 計 に 関 する 法 律 第 四 十 七	一 億 二 千 五 百 万 円	国 債 に つ い て 、 額 面 金 額 で 六 十	条 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た 利 付	特 別 計 に 関 する 法 律 第 四 十 七	億 六 千 二 十 五 万 円

の 経 利 発 競 I 加 場 び 札 非  
払 過 行 争 非 者 特 国 発 競  
込 利 入 価 ・ 別 債 行 争  
み 子 率 札 格 第 参 市 及 入

額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円 十 四 銭

(一) 年 一 募 入 三 パーセント  
は、募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者  
は、払 込 金 額 に 加 え、次 の 算  
式 に よ り 算 出 し た 金 額 を 第 二  
十 号 に 規 定 す る 期 日 に 払 い 込  
む も の と す る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.3 \times 25}{100 \times 365}$$

(二) 発 行 時 に お い て、そ の 利 子  
に 係 る 所 得 税 が 振 替 口 座 簿 中 の  
口 座 に 記 載 又 は 記 録 さ れ る も  
の に つ い て は、前 記 (一) の 算 式  
に よ り 算 出 し た 金 額 か ら 該 金  
額 に 百 分 の 二 十 を 乗 じ た 金 額  
に お い て、外 国 取 得 者 が 非 居 住  
者 又 は 外 国 法 人 で あ る 場 合 に  
は、前 記 (一) の 算 式 に よ り 算 出  
た 金 額 に 該 非 居 住 者 又 は 外  
国 法 人 が 適 用 を 受 け る 所 得 税  
の 税 率 を 乗 じ た 金 額 を 控 除  
す る こ と が で き る。

十四 初期利子

平成二十一年六月二十日を支払  
期とし、次の算式により算出し  
た金額を支払う。ただし、支払  
期が銀行休業日に当たるとき  
は、その翌営業日に支払う（以  
下、次号及び第十六号において  
規定する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{1.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期利子

毎年六月二十日及び十二月二十  
日を支払期とし、各支払期にお  
いて、その日以前六月間に属す  
る利子を支払う。

十六 償還金額

平成三十年十二月二十日

十七 償還金

額面金額百円につき百円

十八 元利支

日本銀行

十九 払入札参加

財務大臣から通知を受けた者

二十 払込期日

平成二十一年一月十四日